

郡山市海外販路開拓等支援補助金

補助事業内容

コロナ禍による観光客の減少及び国際情勢の変化による物価高騰等の危機を乗り越え、地域産業の活性化及び振興を図るため、市産品^(※1)及び観光商品^(※2)の販路開拓^(※3)に要する経費の一部を支援する。

- (※1) 市産品とは次のいずれかに該当するもの
- (1) 生産、製造又は加工の最終段階を市内で行っている商品
 - (2) 市外で製造及び加工された場合は、主な原材料が郡山市産であって、市内に主たる事業所を有する者が販売する商品
- (※2) 宿泊施設への宿泊予約をいう。
- (※3) 販路開拓とは、海外での市産品及び観光商品の販売、取引先及び事業の提携先の開拓、受注及び発注の機会の確保等を目的に、日本国外で行われる物産展、展示会、見本市、商談会への出展、参加をいう（オンラインを含む）。

補助対象者・補助額

《補助対象者》

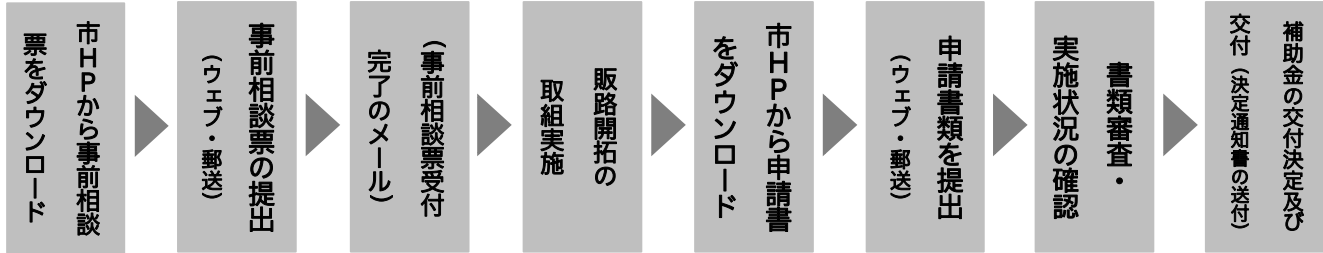
- ① 市内に主たる事業所を有し、資本金または出資金が10億円未満の者
- ② 以下のいずれかに該当するもの
 - ・市産品を販売している者
 - ・市内の宿泊施設^(※4)を営業している者
 - ・一般財団法人、一般社団法人及び特定非営利活動法人
 - ・半数以上の構成員が市内で事業を実施する組合又は中小企業団体
- ③ 事業を実施するにあたり官公署の許可、認可又は届出を必要な場合はその許認可等を受けている者
- ④ 市税を滞納していない者
- ⑤ 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者
- ⑥ 補助金に関する事前相談を行っている者

(※4) 旅館業法の許可を受けた宿泊事業者が所有又は管理する施設で、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に基づく店舗型の性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営むものを除く。

《補助額等》

項目	補助上限額	補助率
海外	25万円	1／2

《交付までの流れ》



補助対象期間・対象経費

■ 補助対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

■ 対象経費

項 目	対象経費
海外での 販路開拓	出展料、会場使用料、小間装飾費、 宿泊費、交通費、運搬費、 外国語版ホームページの作成、 外国語パンフレット・カタログの作成、 現地人件費、通訳料、翻訳料

※消費税及び地方消費税額並びに他の補助金の交付の対象となる経費については補助対象外

申請方法

※オンライン申請または郵送で申請くださるようお願いします。
※申請書類及び申請に必要な書類等は、市ウェブサイトでご確認ください。

《オンライン申請》

- 事前相談票 <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202300116>
- 申請書 <https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072036.task?app=202300117>

《郵送申請》

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号 郡山市観光政策課 行

《申請期限》

令和7年3月31日（月）まで

※予算額に達した場合は、申請受付を終了する場合がございます。

詳細については、郡山市公式ウェブサイトをご確認ください。

🔍 郡山市 新型コロナ 事業者支援

問い合わせ先：郡山市産業観光部 観光政策課
Tel：024-924-2621（平日8：30～17：15）



郡山市産業政策課LINE公式アカウント配信中!!

- 中小企業・小規模企業者向けの情報に特化
- SNS（LINE）によるタイムリーな情報発信
- 新型コロナウイルス感染症関連の情報発信

LINEの友だち追加から
ID検索【@881zlyyl】
またはQRコードで登録
お願いします！

